入札・契約のしおり

多可町

令和８年４月１日改正

（趣旨）

第１　このしおりは、多可町の工事又は工事に係る設計、測量若しくは調査業務委託（以下「工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を地方自治法、地方自治法施行令、多可町財務規則その他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりを十分に承知して入札に参加してください。電子入札システムを使用して実施する入札及びこれに関する手続等については、多可町電子入札運用基準（令和３年３月１日訓令第３号）によるものとします。

（入札参加）

第２　入札参加者は、次の各号に掲げる事柄に留意のうえ、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、町民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

① 連合（談合）その他不正な行為を絶対行わないこと。

② 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。

③ 積算に当っては、十分に調査、研究し的確な積算を行うよう心掛け、積算根拠の提出を求められても提出できるようにしておくこと。

（入札参加の資格制限）

第３　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

① 入札に際して、不正行為等を行ったと認められる者

② 入札日において、入札参加の資格制限又は指名の停止を受けている者

③ 委任状を持参していない代理人

④ 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された者は、この限りでありません。

⑤ 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがある者

⑥ 入札公告等により入札参加資格の条件を示した場合は、入札時点で当該条件のいずれかを満たさなくなった者

（指名停止）

第４　入札参加者が、多可町指名停止基準の別表各号のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。この場合において現に指名しているときは、当該指名を取り消します。

（入札）

第５　入札書は、様式第４号により作成し、封印のうえ、「入札書」と表記し、あて名、工事番号、工事名及び入札者の住所・氏名を記載して、入札執行通知に示した日時及び場所において入札箱に投函してください。

２　入札参加者は、入札公告、入札通知書、設計図書（設計書、図面、仕様書等）及び本書を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合、設計図書等に疑義があるときは、入札執行通知書に記載の方法で質問することができます。

３　直接入札において代理人をもって入札する場合は、入札に関する委任状を持参のうえ、入札前に提出してください。

４　入札者は、入札に際し入札書に使用する印鑑を持参してください。

５　入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税算入前の金額をアラビア数字で表示してください。

６　入札書を投かんした後において、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

７　入札に際しては、必ず入札価格決定に係る積算内訳明細書を提出してください。（入札執行通知で提出を求めた場合に限ります。）

（入札の辞退）

第６ 入札参加者は、入札執行が完了するまでは、次の各号に掲げる方法によりいつでも入札を辞退することができます。

① 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届（様式第３号）を契約担当課に直接提出するか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。

② 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出してください。

２　入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な扱いを受けることはありません。

３　入札辞退届を提出せずに無断で欠席があった場合は、入札参加者審査会での以後の指名等において除外要因となることがあります。

（入札の取消し又は執行中止）

第７ 不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消します。

２　天災事変等やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

３　この場合において、入札者が損失を受けることがあっても、町はその損害を補償しません。

（入札の無効）

第８ 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

① 入札に参加する資格を有しない者、又は委任状を持参しない代理人のした入札書
② 所定の日時、場所に提出しない入札書
③ 入札金額、入札者の氏名及び押印を欠く入札書
④ 金額を訂正した入札書
⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
⑥ 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札書
⑦ 入札参加者が１人の場合、そのものが行った入札書（一般競争入札、公募型指名競争入札、制限付き一般競争入札を除く。）
⑧ 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札書
⑨ 同一事項の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札書
⑩ 再度入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札書
⑪ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札書

（落札者の決定方法）

第９ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるなど契約の相手側として著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがあります。

２ 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

３ 低入札価格調査制度により調査基準価格を設け当該基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を留保し、「多可町低入札価格調査制度取扱規程」に従って、調査を実施した後に落札者を決定します。なお、当該入札を行った者は、この調査に協力しはければなりません。

４ 落札者となるべき同価格の入札をした者が、２人以上あるときは当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、くじ引きを辞退することはできません。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定します。

５ 総合評価落札方式による落札者の決定方法は、別途定める。

（再度入札）

第１０ 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。但し、再度入札は１回を限度とします。

２ 第８の規定により入札書が無効とされた者、又は最低制限価格未満の入札者は、当該再度入札に参加することは出来ません。

（最低制限価格制度）

第１１　予定価格が２００万円以上で、１億円５千万円未満の建設工事（委託・コンサル除く。）については、「多可町最低制限価格制度事務取扱規程」に基づき、最低制限価格制度を適用します。

２　予定価格が５０万円以上で、測量・建設コンサルタント業務については、「多可町委託業務における最低制限価格制度試行要領」に基づき、最低制限価格制度を適用します。

（低入札価格調査制度）

第１２　予定価格が１億円５千万円以上の建設工事（委託・コンサル除く。）については、「多可町低入札価格調査制度取扱規程」に基づき、低入札価格調査制度を適用します。

（契約の締結）

第１３　落札者は、落札決定の日から原則７日以内に契約を締結してください。

２　落札者が、所定の期間内に契約を締結しないときは、当該落札は効力を失うものとします。

３　落札者が、落札決定から契約締結までの間に第３による「入札参加の資格制限」又は第４による「指名停止」を受けたときは、契約を締結しません。

（議会の議決を必要とする契約の締結）

第１４　予定価格が５千万円以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結します。

２　仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、仮契約を締結した者が第３による「入札参加の資格制限」又は第４による「指名停止」を受けたときは、仮契約を解除し本契約を締結しない場合があります。なお、仮契約を解除した場合は、町の一切の損害賠償の責を負いません。

（契約の確定）

第１５　契約書の作成を省略する場合を除き、契約は、契約の当事者である双方の者が契約書（契約内容を記録した電磁的記録も含む。）に記名押印又は双方の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を付与したときに確定します。

（契約保証金）

第１６　落札者は、契約を締結しようとするときは、契約金額の１０分の１以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を納めなくてもよいことになり、③に該当する場合は免除することがあります。

①　落札者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を町に寄託したとき。又は、　電子情報処理組織を使用する方法その他の

情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、多可町が認めた措置を講じたとき。

② 国債、銀行（小切手法第５９条の規定により銀行と同視される人又は施設を含む。）が支払保証をした小切手、銀行の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（以下「保証事業法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証を担保として提供したとき。

③ 契約金額が３００万円以下であるとき。

（建設業退職金共済制度）

第１７ 落札者は、契約を締結しようとするときは、当該契約金額が１００万円以上の建設工事である場合においては、契約金額及び業種に応じ別に定める割合により計算した額以上の共済証紙を購入し、購入の際に金融機関が発行する掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済証紙確認書を契約締結後１か月以内に提出してください。

（前払金及び中間前払金）

第１８ 多可町公共工事前金払取扱要領（平成１７年告示７号）による公共工事の前払金は、契約金額が５００万円以上の工事等に対して実施します。ただし、工期が２箇年以上にわたる建設工事請負契約については、年度毎に当該年度の出来高予定額又は支払限度額の 10 分の４以内の前金払を行います。

２ 前払金の額は、契約金額の 10 分の４以内、（測量、工事の設計又は調査等については 10 分の３以内）とします（10 万円未満切捨て）。

３ 前金の割合は、第１２の低入札価格調査制度を適用した契約の場合、その率を低減する可能性があります。

４ 中間前金払と部分払の選択該当工事の落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択してください（契約締結後、この選択を変更することは認めません）。この場合において、中間前金払を選択したときは部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができません。

５ 前１項の規程により前払をした工事（測量、工事の設計又は調査等を除く。）のうち中間前金払を選択した者が、以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約した場合には、前２項に規定する前払に加えて当該請負金額の 10 分の２以内の中間前払を行います（10 万円未満切捨て）。

① 工期の２分の１を経過していること。

② 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の２分の１以上の額に相当するものであること。

（技術者の適正な配置等）

第１９ 建設業法では、建設工事の適正な確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の監理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりませんが、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が５千万円（建築一式工事の場合は８千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないものとし、当該請負者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要があります。

なお、「重要な工事」とは、町が特に認めた工事又は建設工事で工事１件の請負代金の額が４千５百万円（建築一式工事の場合は９千万円）以上のものをいい、「恒常的な雇用関係」については、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合を除き指名若しくは入札の申込みのあった日以前に３か月以上の雇用関係にあることが必要です。

雇用関係の確認は、健康保険被保険者証、被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、町県民税の特別徴収税額の通知書、雇用保険被保険者証により行うものとします。落札者が技術者の適正な配置ができないときは、落札はその効力を失い、当該業者について指名停止を行います。

（建設業法関連等）

第２０ 「建設産業における生産システム合理化指針」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。

２ 請負人は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律にもとづき、工事を施工するために下請契約を締結したときは、請負代金の額に関係なく、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに本町監督員（以下「監督員」という。）に提出しなければなりません。また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

３ 請負人は、その請け負った建設工事を如何なる場合も、一括して他人に請け負わしてはなりません。

（その他）

第２１ 入札参加者は互いに競争しなければならない関係にあるため、同一の工事等の指名業者間において、落札者から他の入札参加者に対して本件入札に係る業務を委託する等の行為は、極力、避けてください。

２ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさど

っている主任技術者又は監理技術者の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえ、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年３月１日）に例示された場合以外は原則として認めません。

指　導　事　項

1.　建設工事の適正な施工について

① 工事の施工に当たっては、契約書、多可町財務規則及び建設業法等関係法令を遵守すること。

② 工事の施工は、契約書、設計書、図面及び仕様書等に基づき、監督員の指示及び監督に従い適正に行うとともに、必ず工期内に完成すること。

③ 請負人の責めに帰する理由により、工期内に工事を完成できない場合は、違約金を徴することがあるため、慎重に工程管理を行い工期を遵守すること。

④ 工事現場には、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事務を処理する者として現場代理人を設置すること。

⑤ 工事現場には、工事の工程管理、品質管理、安全管理等を行うために主任技術者又は監理技術者を置くこととし、その設置に当たっては自社の適切な資格、技術力を有する者を選任すること。

2.　工事の下請契約の適正化について

① 建設業及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を失うような行為を行わないこと。

② 請負者は、下請業者に対し必要な指導、援助を行い、下請代金支払遅延等防止法を遵守すること。

③ 下請施工を必要とする場合には、その建設工事の施工に関し、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況等を勘案し、優良な下請業者を選定するものとし、その選定においては町内業者の活用に努めること。なお、下請契約に際しては、建設業法第１９条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約書による契約に努めること。

④ 不必要な重層下請は、「通常必要と認められる原価」に満たない金額で下請させることとなり適正な工事の施工が保証されないだけでなく、倒産する業者も現れ紛争等が生じる恐れもあるため行わないこと。

3.　過積載による違法運行の防止について

① 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

② さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

③ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

④ 建設発生土の処理及び骨材等の資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材

等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

⑤ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

⑥ 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行っている場合又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な処置を講ずること。

⑦ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の趣旨に沿って、同法第１２条に規定する団体等の加入者の使用を促進すること。

⑧ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

⑨ 下請負人がある場合にあっては、以上のことについて十分指導すること。

4. 労働災害の防止等について

① 工事の施工に当たっては、危険を防止するために必要な措置を講じるなど安全管理を適正に行い、労働災害の防止に努めること。

② 建設技能労働者の円滑な確保を図り、適切な資金等、雇用・労働条件の改善に留意すること。

5. 建設廃棄物の再資源化及び適正処理について

① 建設工事においては、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物の処理を行う責任は元請業者にあるため、処理業者等関係者との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理すること。

② 産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。

6. 各種誓約書（暴力団等の排除、労働関係法令遵守、社会保険加入対策）について

① ~~当該年度における最初の~~契約締結に当たっては、多可町暴力団排除条例（平成 24 年多可町条例第 34 号。）を遵守し、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「暴力団等」という。）の排除に協力する旨の誓約書を提出すること。
また、労働関係法令を遵守する旨を記載した誓約書及び社会保険等未加入建設業者を下請負人としない旨を記載した誓約書についても提出すること。

② 暴力団等を資材又は原材料の購入契約及び下請契約等の相手方としないこと。契約金額が 200 万円以上となる資材又は原材料の購入契約及び下請契約等については、購入相手方及び下請負人等（一次及び二次下請負人以降すべての下請負人を含む）より、暴力団等の排除に協力する旨の誓約書を提出させること。また、労働関係法令を遵守する旨を記載した誓約書についても提出させること。